

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し令和元年7月9日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性ないし不当性を主張しているものと解される。

生活保護において収入として認定しないものとして「災害などによって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のために充てられる額」（生活保護手帳369頁オ）とされているところ、本件労災保険金は、労働災害補償として、右手の後遺障害の認定を受けたことにより支給を受けたもので、本件端末機器類は、自立更生の一環として右手の後遺障害による生活の不自由を解消し、また、IT関連記事を書くこと等による収入を見込めるため、自立更生のために充てられる額に該当するにもかかわらず自立更生免除が認められなかった。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 2年 7月 16日	諮問
令和 2年 9月 18日	審議（第47回第2部会）
令和 2年 10月 23日	審議（第48回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法の定め

ア 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（法4条1項）。また、保護は、厚生労働大臣が定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと定める（法8条1項）。

イ 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない（法61条）。

ウ 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は

市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない（法63条）。

(2) 収入認定に係る各通知の定め

ア 保護実施機関は、保護世帯の収入に変動のあったことが推定され、又は変動のあることが予想される場合、当該世帯員である被保護者に収入の申告を行なわせる（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知（以下、「次官通知」という。）第8・1・(1)・イ）。収入に関する申告は、収入を得る関係先、収入の有無、程度、内訳等について行わせるものとし、保護の目的達成に必要な場合においては、前記の申告を書面で行わせる。その際これらの事項を証明すべき資料があれば、必ずこれを提出させる（次官通知第8・1・(3)）。

そして、生活保護における収入認定にあたっては、保護の実施機関は、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を認定することとされている（次官通知第8・3・(2)・ア・(7)）。

もつとも、申告された収入のうち、災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額については、収入として認定しない（次官通知第8・3・(3)・オ）。

イ 自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、指導、指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限られる。また、当該金銭を受領するために必要な交通費等及び補償金等の請求に要する最小限度の費用は、必要経費として控除して差しつかえない（「生活保

護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社
発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）
第8・2・(4)）。

ウ 局長通知第8・2・(4)にいう自立更生のための用途に供される
ものとしては、被保護者が災害等により損害を受け、事業用施設、
住宅、家具什器等の生活基盤を構成する資産が損われた場合の当
該生活基盤の回復に要する経費又は被保護者が災害等により負傷
し若しくは疾病にかかった場合の当該負傷若しくは疾病の治療に
要する経費（「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについ
て」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長
通知。以下「課長通知」という。）第8・問40・答(1)）、及び、
当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、
当該経費が、当該世帯において利用の必要性の高い生活用品であ
って、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに
購入にあてられる場合に限り、必要と認められる最小限度の額の
限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する費用（課
長通知第8・問40・答(2)・ク）が挙げられる。

なお、次官通知、局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治
法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく処理基準である。

2 本件処分について

(1) 事実認定

請求人は、処分庁に対し、本件労災保険金に係る収入申告におい
て、冷蔵庫と本件端末機器類の購入費用相当額について、自立更生
免除等により返還対象とされないように要望した。

処分庁は、上記要望に対し、冷蔵庫の購入費用については自立更
生免除の対象とするが、本件端末機器類の購入費用については自立
更生免除の認定外とした。

(2) 検討

本件労災保険金は、保護開始以前の勤務中の事故による後遺障害

に対する補償をするものであることから、公の給付として全額収入認定されるべき収入であると認められる（上記1・(2)・ア）。

そして、請求人の求める本件端末機器類購入費は、自立更生免除の認定要件（上記1・(2)・ウ）を充足するものではないと認められるから、処分庁が本件端末機器類の購入費相当額について自立更生免除を認定しなかったことは、1の法令等の規定に則った適正な判断であるといわざるを得ない。

そうとすれば、本件労災保険金の総額300,640円から冷蔵庫の購入費用相当額である自立更生免除の認定額48,000円を控除した額252,640円に相当する過払分の保護費について、処分庁が請求人に対し法63条の規定に基づいて行った返還金額決定処分は、違法又は不当なものということとはできない。

3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のことから本件処分の取消しを求めているが、以下の理由により、当該主張を採用することができない。

(1) 上記1・(2)に示された自立更生免除の対象外であることについて

本件端末機器類は、請求人が災害等により損害を受け、事業用施設、住宅、家具什器等の生活基盤を構成する資産が損なわれた場合の当該生活基盤の回復に要する経費又は被保護者が災害等により負傷し若しくは疾病にかかった場合の当該負傷若しくは疾病の治療に要する経費等（上記1・(2)・ウ前段）には当たらない。

(2) 請求人の生活改善及び就労収入につながるとする主張について

さらに「利用の必要性が高い生活用品であって保有を容認されるものの購入」（上記1・(2)・ウ後段）として自立更生免除対象としないことが違法・不当となるかについて検討する。

本件端末機器類は、2万5千円程度の音声認識ソフトとその円滑な利活用のための21万円程度の処理能力の高い大容量のパソコン等と2万4000円程度の高性能マイク付きワイヤレスヘッドなど周辺機器類、1万1千円程度のプリンターであるところ、請求人は

現実に使用可能なパソコンを保有しており、実際に表や図柄を配置するなどの操作を行うことができ、印字することができている（請求人要望書）。情報収集については、スマートフォンの操作、電話等他の方法も使用可能な身体状況である。したがって、音声認識ソフトによって請求人の生活改善が認められるとしても、音声認識ソフト及び当該ソフトの利用に適したとする高性能なパソコン、その利用のための周辺機器類、プリンターなどは利用の必要性が高い生活用品とまでは認定できないとし、また、本件端末機器類は地域住民が一般的に所有する程度と比較すると高額であることを考慮すれば、これらの保有については、社会通念上容認される程度を超えているとする、処分庁の本件処分に係る判断に違法・不当な点を認めることはできない。

また、就労収入につながるとする請求人の主張については、請求人要望書の記載を見ても、過去に経験がある、あるいは現在までに行っている生業に関するものではなく、未実行の「職業訓練校などのスキルを身に着けていることが条件」であって、本件端末機器類による就労や収入を得る計画が具体的に進行しているわけではない。

したがって、将来的に在宅での仕事を請求人が想定しているとしても、そのために本件端末機器類が必要だという具体性は欠けているとする処分庁の判断についても違法・不当な点は認められない。

(3) 小括

以上のとおり、処分庁の本件処分に係る判断に手続上も内容上も違法又は不当な点を認めることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来